

檢察廳法案特別委員會議事速記録第一號

(八七)

付託議案	○檢察廳法案
○下級裁判所の設立及び管轄區域に関する法律案	○裁判所職員の定員に関する法律案
○裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律案	○檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律案
○檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律案	○檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律案

委員氏名	委員長 男爵 奥田 剛郎君	副委員長 男爵 子爵 高木 正得君	副委員長 男爵 子爵 九條 道秀君	副委員長 男爵 侯爵 橋本 實斐君	副委員長 男爵 伯爵 子爵 秋月 種英君	副委員長 男爵 清岡 長言君	副委員長 男爵 村上 恭一君	副委員長 男爵 吉田 久君	副委員長 男爵 霜山 精一君	副委員長 男爵 副島 千八君	副委員長 男爵 内海 藤二君	副委員長 男爵 村田 保定君	副委員長 男爵 嘉六君	副委員長 男爵 山隈 康君	副委員長 男爵 有馬忠三郎君	副委員長 男爵 濱井 清君
------	---------------	-------------------	-------------------	-------------------	----------------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-------------	---------------	----------------	---------------

昭和二十二年三月二十八日(金曜日)	午後一時四十分開會	○委員長(男爵奥田剛郎君) 本日付託	○檢察廳法案」外四法案	○檢察廳法案」外四法案
-------------------	-----------	--------------------	-------------	-------------

大臣より、法案に對する御説明を御願を致します。	○國務大臣(木村篤太郎君) 只今より御審議を相願ひまする檢察廳法案外四件に付きまして、其の提案理由を御説明申上げます、從來裁判所構成法に依りまして、檢事は裁判所に附置されまつて、檢事局の職員として廣義の意味の司法の分野に屬する檢察事務を行つて來たのでありまするが、檢察事務は狹義の意味の司法即ち裁判では決してないであります、從つて新憲法が司法權獨立の思想を現行憲法以上に明瞭に致して居ることに鑑みまする時、裁判を行ふ裁判官及び裁判所と、公訴權を行ふ檢事及び檢事局とは、之を別個獨立のものとすることが、一層新憲法の成法の改正に當りますては、檢事局を裁判所より分離して獨立せしめる方針を探つたのであります、其の結果臺に於きましたのであります、尙最高檢察廳に於きまして、檢事總長を補佐する及び檢事長は特別の官と致しまして、新たに次長檢事の制度を設けまして、是又特別の官と所要の檢察官を得ようとする點に存すと致したのであります、尙最高檢察廳に於きまして、檢事總長を補佐する及び檢事長は特別の官と致しまして、新たに區檢察廳の長を檢事正と稱し、特別の官とせず、檢事を以て之に充てすることは從来の通りであります、新たに區檢察廳に二人以上の檢事又は檢事及び副檢事が居りまする場合には、監督官として上席檢察官を置きましたて、檢事を以て之を充てすることと致しましたのであります、又新たに副檢事の制度を設けまして、專ら區檢察廳に於て檢察官の職務を行はせることと致しましたのであります、居りますので、從來の「檢察」を「檢察官」に、「檢事局」を「檢察廳」に改めることと致しましたのであります、大臣より、法案に對する御説明を御願を致します。
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大臣より、法案に對する御説明を御願を致します。	○國務大臣(木村篤太郎君) 只今より御審議を相願ひまする檢察廳法案外四件に付きまして、其の提案理由を御説明申上げます、從來裁判所構成法に依りまして、檢事は裁判所に附置されまつて、檢事局の職員として廣義の意味の司法の分野に屬する檢察事務を行つて來たのでありまするが、檢察事務は狹義の意味の司法即ち裁判では決してないであります、從つて新憲法が司法權獨立の思想を現行憲法以上に明瞭に致して居ることに鑑みまする時、裁判を行ふ裁判官及び裁判所と、公訴權を行ふ檢事及び檢事局とは、之を別個獨立のものとすることが、一層新憲法の成法の改正に當りますては、檢事局を裁判所より分離して獨立せしめる方針を探つたのであります、其の結果臺に於きましたのであります、尙最高檢察廳に於きまして、檢事總長を補佐する及び檢事長は特別の官と致しまして、新たに次長檢事の制度を設けまして、是又特別の官と所要の檢察官を得ようとする點に存すと致したのであります、尙最高檢察廳に於きまして、檢事總長を補佐する及び檢事長は特別の官と致しまして、新たに區檢察廳の長を檢事正と稱し、特別の官とせず、檢事を以て之に充てすることは從来の通りであります、新たに區檢察廳に二人以上の檢事又は檢事及び副檢事が居りまする場合には、監督官として上席檢察官を置きましたて、檢事を以て之を充てすることと致しましたのであります、居りますので、從來の「檢察」を「檢察官」に、「檢事局」を「檢察廳」に改めることと致しましたのであります、大臣より、法案に對する御説明を御願を致します。
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大臣より、法案に對する御説明を御願を致します。	○國務大臣(木村篤太郎君) 只今より御審議を相願ひまする檢察廳法案外四件に付きまして、其の提案理由を御説明申上げます、從來裁判所構成法に依りまして、檢事は裁判所に附置されまつて、檢事局の職員として廣義の意味の司法の分野に屬する檢察事務を行つて來たのでありまするが、檢察事務は狹義の意味の司法即ち裁判では決してないであります、從つて新憲法が司法權獨立の思想を現行憲法以上に明瞭に致して居ることに鑑みまする時、裁判を行ふ裁判官及び裁判所と、公訴權を行ふ檢事及び檢事局とは、之を別個獨立のものとすることが、一層新憲法の成法の改正に當りますては、檢事局を裁判所より分離して獨立せしめる方針を探つたのであります、其の結果臺に於きましたのであります、尙最高檢察廳に於きまして、檢事總長を補佐する及び檢事長は特別の官と致しまして、新たに次長檢事の制度を設けまして、是又特別の官と所要の檢察官を得ようとする點に存すと致したのであります、尙最高檢察廳に於きまして、檢事總長を補佐する及び檢事長は特別の官と致しまして、新たに區檢察廳の長を檢事正と稱し、特別の官とせず、檢事を以て之に充てすることは從来の通りであります、新たに區檢察廳に二人以上の檢事又は檢事及び副檢事が居りまする場合には、監督官として上席檢察官を置きましたて、檢事を以て之を充てすることと致しましたのであります、居りますので、從來の「檢察」を「檢察官」に、「檢事局」を「檢察廳」に改めることと致しましたのであります、大臣より、法案に對する御説明を御願を致します。
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事の外に検事の取調べ、又は處分に立會ひ、書類記録を作成し、其の他庶務に從事致します裁判所書記と、検事の指揮を受け、其の補佐として犯罪捜査に從事する検察補佐官が居りますが、檢察廳には檢察官の外に、檢察事務官と檢察技官とを置くことに致しました。檢察事務官は、從來の裁判所書記と檢察補佐官との兩者の行ふ事務を併せ行ふ權限を有するのであります、之に依りまして、人の經濟を圖ると共に檢事直屬の検査機關を設けまして、所謂人權蹂躪事件の根絶を期すべしとの一般の要望にも應へむとするものであります、檢察技官は今後に於ける犯罪捜査に關しては、科學的知識を一層活用するの必要があると信じまして、其の技術を擔當せしめる爲に之を設けることにしておきます、以上が檢察廳の法案の要領であります、次に「下級裁判所の設立及び管轄區域に関する法律案」に付て御説明申上げます、高等裁判所及び地方裁判所の設立及び管轄區域に付きまして申上げますと、之を從前の控訴院及び地方裁判所と比較致しますれば、從前の控訴院所在地七箇所の外に、高松市にも高等裁判所を設けまして、四國四地方裁判所管内を統一して、其の管轄区域としたこと、大阪高等裁判所は、從前の大坂控訴院の管轄區域より、高松、徳島、高知の三裁判所の管内を失ひ、廣島高等裁判所は從前の廣島控訴院の管轄區域より松山地方裁判所の管内を失つたこと、東京民事、刑事の兩地方裁判所が併合されまして一個の地方裁判所となつたのあります、又樺太、那覇の二つの地方裁判所が除かれたことが、從來と相違致して居りますが、其の他は大體同

じであります、高松市に高等裁判所を設けましたことは、從来四國が二控訴院の管下に二分されて居りまして、現地に諸種の不便を與へて居りましたので、此の度此の不便を除去する爲に、同一状況下にある四國四縣を統一致しまして、一高等裁判所の管下に置くことに致したのであります、尙今回設立することと致しました高等裁判所及び地方裁判所の名稱は、總て所在地名を冠することと致しましたので、仙臺市に設立される高等裁判所は仙臺高等裁判所、津市に設立される地方裁判所は津地方裁判所となつて居ります、簡易裁判所の設立及び管轄区域に關しましては、簡易裁判所が刑事訴訟法の改正に依りまして、治安の確保に極めて重要な任務を擔當致しますことと、其の數も數百に及びまする關係から、慎重に現地の事情を調査して、之を検討の上決定しなければなりませぬので此の度は此の法案の規定に基いて、之を暫定的に政令で規定することに致したのであります、新憲法施行後の最初の國會には必ず簡易裁判所の設立及び管轄區域を定めた改正法案を提出する積もりであります、次に「裁判所職員の定員に関する法律案」に付きまして御説明申上げます、裁判所法案は、下級裁判所の裁判官、司法研修所教官、裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所技官の各員數を別に法律で定めることを規定して居りまするので此の法案を立案した次第であります、次に本法案の内容に付て概略御説明申上げます、先づ裁判官の員數に付けて申上げると新裁判所法下の裁判官は最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事の六つの官に

分れて居りますが、此の中、下級裁判所の裁判官と地方裁判所の判事とを含むものであります。現在の豫定内訳數は、高等裁判所長官以外の高級裁判官は、地方裁判所の判事が六百五十九人、地方裁判所の判事が六百五十五人であります。此の地方裁判所の判事の中に、地方裁判所長四十九人が含まれて居るのであります。地方裁判所の裁判官は、此の地方裁判所の判事六百五十五人と判事補二百五十人とから構成されるのであります。判事補は原則として單獨で裁判をすることが出でない、同時に二人以上合議體に加はることも出来ませぬので、此の見地から具體的に定員の配置を考へまして、此の員數を決定したのであります。尚從前は、裁判官は判事と云ふ一つの官位に統一されて居りましたので、裁判官の間に兼官と云ふことは起り得なかつたのであります。新裁判所法下では、此のやうに官が分れましたので、從前のやうに機動的に事務を取扱ふ爲には、所在地を同じくする廳に勤務する地方裁判所の判事と、判事の資格を持つ簡易裁判所判事との間には、互に他を兼任する必要を生ずることがありますので、判事、判事補、簡易裁判所判事の員數は孰れも専任、詰り本官の員數として規定し、兼任の員數は此の數の外になることを明かにしたのであります。司法研修所教官は裁判所では一級、二級又は三級となつて居りますが、差當り一級一人、二級五人の教官のみを置きまして、三級の教官は

設けなかつたのであります、此の教官の中には司法研修所長を含むものでありますて、一級の教官一人とあるのは、之に當るのであります、裁判所調査官は、裁判所法では最高裁判所及び各高等裁判所に通じて置かれることになつて居ますが、差當り最高裁判所のみ二十人を置く積りであります、裁判所書記に補務的の事務を執る者と、裁判所書記に補せられて記録の作成、保管等に當る者とを含むのでありますて、一級一人とあるのは最高裁判所事務局の次長を之に豫定して居るのであります、裁判所は裁判官は裁判所法上、各裁判所に通じて置き得るやうになつて居りますが、差當り最高裁判所事務局に、此の三人を置く積りであります、次に「裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律案」に付きまして御説明申上げます、國內の治安を保持し、國民の権義を保全する重大な職責を有しまする裁判官に對し、其の地位に相應する額の報酬を支給しなければならぬことは申す迄もない所でござります、併しながら只今は經濟情勢尚轉極りない狀態にありまするのみならず、日下政府に於て官吏全體の給與改善に付銳意研究中でございますので、裁判官の報酬等に付ても、茲に暫定的の措置を講ずることと致し、先づ最高裁判所長官の受ける報酬の額は、内閣總理大臣の俸給と同額とし、最高裁判所判事の受ける報酬の額は、國務大臣の俸給の額と同額とすることと致しました、又高等裁判所長官の受けの報酬の額は、各省次官の俸給の額より高く、國務大臣の俸給の額と同額とすることと致しました。

める額と致しましたが、此の點に關しては、衆議院に於て、東京高等裁判所長の報酬の額は、他の高等裁判所で之を定める旨の修正が加へられました。次に其の他の裁判官及び司法修習生の受ける報酬の額より高く、最高裁判所で之を定める旨の修正が加へられました。次に其の他の裁判官及び司法修習生の受ける報酬又は給與の額に付きましては、それぞれ一定の枠を定めました。例に依ることとしたのであります。尙現職の裁判官で、此の法律施行の際、裁判所法施行法第三條の規定に依つて、引き続き裁判官たる地位を有します者との受ける報酬に付きましては、其の者が新たに裁判官に任命されます迄は、此の法律施行の際、現に其の者が受けけて居ります元の儘の俸給の額に相當する者の受ける報酬を受けるものと致し、其の旨附則に規定致しました。最後に、此の法律は前申述べました通り、應急的措置に關するものでございますので、政府は出來得る限り早い機會に、新しく裁判官の報酬等に關する法律を制定致したいと存じて居ります。次に「検察官の俸給等の應急的措置に關する法律案」に付きました御説明申しあげます。檢察官の俸給に付きましては、檢察廳法案第二十一條に依り、一般官吏とは別に裁判官に準じて法律の決定を見ました上で、檢察官の俸給ことは困難な事情にあるのであります。従いまして一般の官吏の給與の額と直ちに法律を以て俸給の額を定めるることは、困難な事情にあるのであります。従いまして一般の官吏の給與の額と直ちに法律を以て俸給の額を定めるることは、困難な事情にあるのであります。

に關する法律案を御審議願ふこととし、新憲法施行後當分の間の應急的措置として、本法案を提出致しました次第であります、次に本法律案の内容を概略御説明申上げます、第一條は最高檢察廳の長たる檢事總長の俸給の額に付ての規定でありますて、當分の間其の額は國務大臣に次ぐものとし、内閣が之を定めることと致しました、御承知のやうに別に上程致しました「裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律案」に於きましては、當分の間、最高裁判所長官の俸給とそれと同額として居るのであります、此の最高裁判所に對應する最高檢察廳の長官たる檢事總長に付きましたは、少くとも國務大臣に次ぐ待遇を與へることが當然であると考へるのであります、第二條は、次長檢事官の俸給及び手當等の支拂、其の他の措置に付ても亦、第二條と同様の理由に依り、當分の間に一般の官吏と同様なものを教しました、又第三條は、檢事總長を含めた檢察官の俸給及び手當等の支拂、其の他の措置に付ても亦、第二條と同様の理由に依り、當分の間、一般の官吏と同一の取扱を受けることを明かにしたるものであります、附則第二項は、檢察廳法第四十條に依り現在在職する奏任官たる檢事が任命の辭令を省略されることを定定であります、附則第三項は、此の法案が應急的措置でありますことを示したものでありますて、政府としましては前に申上げた通り、それ迄の間に於て

出來るだけ早い機會に、改めて檢察官の俸給等に關する法律案を上程致したいと思ひます、以上甚だ簡單ではございますが、各法案の概略を御説明申上げました

は、午前中は此の程度に致して、午後は一時から開會を致します

午前十一時三十八分休憩

午後一時十一分開會

○委員長(男爵奥田剛郎君) それで引續いて檢察廳法案外四件の委員會を開きます、最初に檢察廳法案を議題として御質問を御願ひ致します、御異議がなければ此の法案は餘り條文も多く

はありませぬので、特に全般的質問と逐條質問とに分ける要もなからう

かと存じますので、其の區別なく御質問を御願ひ致します

○委員長(男爵奥田剛郎君) それで

からうと思ひます、いや、檢察廳法案からであります

○伯爵橋本實斐君 ちよつと宜しうございますか

○委員長(男爵奥田剛郎君) それで

も、順序なく御伺ひして宜いのでござりますか

○村上恭一君 此の法案に付きまして

は、戰災を蒙つて居らぬ、而も早急に改築を要しないやうな所は、當分

の下に目下進行致して居るのでございま

す、戰災を受けて居らぬ、而も早急に改築を要しないやうな所は、當分

の下に目下進行致して居るのでございま

す、戰災を蒙つて居らぬ、而も早急に改築を要しないやうな所は、當分

障は御ありにならないのでございませ

うか

區檢察廳と兩方兼ねて使用されるのではないと存じて居ります、それから横濱は元々裁判所と檢事局と建物が別にあります、全部を建替へると云ふ所迄は參りませぬので、差當り戰災等の爲

に其の復舊に付て新營工事を爲して居る所は、早速別々の廳舎として建てる

ことに方針を決めまして、左様な方針

ます、戰災を蒙つて居らぬ、而も早急に改築を要しないやうな所は、當分

の下に目下進行致して居るのでございま

す、戰災を受けて居らぬ、而も早急に改築を要しないやうな所は、當分

の下に目下進行致して居るのでございま

す、戰災を蒙つて居らぬ、而も早急に改築を要しないやうな所は、當分

する任免及び補職の規定があるに拘らず、檢事正に對しては是等の規定がないのは、どう言ふ事情であります

か、一應伺つて見たいと思ひます

○政府委員(佐藤藤佐君) 檢事正は、

地檢察廳の長として、其の廳並に管轄區域内の區檢察廳を指揮監督する長官であることは、現在と同様なのであります

が、檢事正の方は、官としては檢事總長、檢事長は、所謂認證官として、官

事正も認證官と云ふ譯には參りませぬので、檢事正の方は、官としては檢事總長として、一般の檢察官と同様と職とを一緒に致したのであります

が、檢事正の方は、官としては檢事總長として、一般の檢察官と同様と職とを一緒に致したのであります

官の俸給等に關する法律案を上程致したいと思ひます、以上甚だ簡單ではございませんが、各法案の概略を御説明申上げました

うが、同じ建物の中に隣り合つて其の部屋を占めて居つても一向差支ないのではないかと云ふやうに、私一個は考へて居るであります。以上甚だ漠然たる質問で、甚だ恐縮であります、之に付て然るべ御答辯を願ひたい。

○國務大臣(木村篤太郎君)　只今の御質問に御答へ致します、從來山隈委員会の御質疑になりました通り、往々にして裁判官と検察官、検事局と裁判所の間に於て、平たい言葉で申しますれば馴れ合とか、或は威壓と云ふやうな疑惑を懷かれましたことは、先程も申しましたやうに遺憾ながら現實の事實であります、是は是非とも拂拭しなければ相成らぬと考へて居るのであります。併し事務上の點に付きましては、村上委員の仰せになりまするやうに、全然切り離して、例へば裁判所は麹町にあります、検事局は日本橋にあると、さう云ふやうな考へ方はして居ないのであります、事務の取扱に於て、世間の疑惑を招かないやうな方法に於て、別箇の廳舎を使用したいと云ふに過ぎないのです、あります、現に横濱の裁判所に於きましては淮駐軍に今一部分を接收されまして居りますから、左様に完全に參つて居りませぬが、それ迄は裁判所と検事局との間に棟を異にして居る所から、世間の疑惑を招かずに圓満に行つて居ると云ふ事實がありますので、左様な形式に於きまして、裁判所と検事局との、或は司法省との聯繫であります、が、是は御説の通り、機構は變りますが、矢張り一聯の、日本の司法事務と云ふ大きな觀點から申しますると、局との、或は司法省との聯繫であります、が、是は御説の通り、機構は變りますが、矢張り一聯の、日本の司法事務と云ふ大きな觀點から申しますると、

の行き方は、御承知の通り裁判所、検事局、司法省に勤めて居る者的人事の交流と云ふやうなことが、將來大いに考へられると思ひます、是は是非ともさうなければならぬと考へて居ります、是が一つであります、それから裁判所側に於きましては、今度は事務總長と云ふものを最高裁判所に置きました、是は一種の行政官であります、此の機構の運営が、餘程司法省との密接な關係を持つて來るのはないかと考へて居ります、どう云ふ風な形に於て密接な關係を持つて來るかと云ふことを、具體的に申兼ねまするが、私の考へ方と致しましては、要するに司法省では、裁判事務とは全然別箇になりますが、少くとも司法に關する法制の立案其の他に付きましては、是非ともやつて行かなければならぬ、裁判所、檢事局との聯繫を保つて行かなければならぬと云ふことは分り切つたことであります、此の點に於きまして、裁判所の事務局を總括致して居ります事務總長なんかと司法本省との關聯性を持たせて、十分に司法の運営に付て遺憾なきを期したい、期う云ふ考で居りますす。

思ひます、最初の司法官試補は一體であります、が、是が本官になりますする時には、本人の志望を聽き、又司法行政の都合に依りまして、或は判事にせられ、或は検事にせられる、さうしますと云ふとそれが終身判事は判事であり、検事は検事である、中途で判事が検事となり、検事が判事となると云ふことは、殆ど全く行はれないやうであります、私共同輩の友人の申しますのは、判事と検事とは全く職務の違ふものであるから、其の間の人事の交流は到底出來ないと云ふやうなことを申します、併し私共素人の部外の者から見ますれば、成る程程度以上、上の高い階級になりましては、判事と検事を交換することは、是はむづかしいでありますまい、例へば地方裁判所長を検事に正にすると云ふやうなことは、むづかしいでありますうが、下級の、低い下級に於きましては、右の交流が出来得るのぢやないか、又之をした方が同じく司法機關の職員でありますから、判事の仕事しか出来ない、検事の仕事とは別のものとは言いまするが、其の本人の人物、教養、之を完成するのに、却て有利なのではないか、判事と検事とは別のものとは言いまするが、同じく司法機關の職員でありますから、判事の仕事しか出来ない、検事の仕事しか出来ないと云ふ、謂はば片輪の人物を拵へ上げるやうなことなく、どちらにも役に立つ有能な人物を育成するすると云ふことも、考えて宜しいことではなからうかと、斯う思ひます、即ち私共の眼に映じ頭に浮ぶ所では、從來判事と検事との人事の交流が殆ど全く行はれなかつたことを、寧ろ遺憾に感ります、此の感想が間違つて居りますかどうか、就きましては、又將來裁判官、検察官の間に、人事の交流を行ふ御積りであるか、行はない御積りで

○國務大臣(木村篤太郎君) お答へ致します、御承知の通り、此の一裁判所法に於きましては、裁判官の任命に付ては、最高裁判所でリストを作るのあります。其の如何様にリストを作られるかは、豫測は出来ませぬが、併し私の考では、最高裁判所で判事のリストを作る時には、それ等の點は、十分考慮すべきものであらうと考へて居ります、殊に外國の例を見ましても、特にアメリカあたりに於きましては、在野法曹から判事が任命され、或は検事は御承知の通り、アメリカでは行政官でありますするが、アターニーをやつた者が辯護士になり又判事になつて、始終人事の交流が圓滑に行はれて居るやうであります、將來日本に於きましても、固定的にならずに、人事の交流と云ふことは、段々行はれるべきものであらうと私は豫想致して居るのであります。是は「に、最高裁判所でリストを作るのでありますから、其の時最高裁判所に於ける考へ方如何に依ること」と考へて居るのであります。

○村上恭一君 今回の改正に依りまして、從來裁判所に附置せられると云ふ形でありました検事局が、先づ獨立性と申しませうか、檢察廳となるのでありますするが、其の檢察廳の職員たる検察官の地位、又職務權限、斯う云ふ大體に於て、從來の検事のそれと違ひはない、斯う了解して宜しいのでございませうか、例へば検事一體の原則、それも大體に於て變りはないといふことが、此の説明書の中にはあります。然しこれが、其の他要するに檢察官の地位又職

務權限、是は大體に於て、從前の検事官のそれと違ひはない、斯う了解して官署に於てございませうか。此の間に關聯を有して、或は其の結びになるかも知れませんが、凡そ官吏を大別して行政官と司法官とにします場合、私共從來の考へでは、判事は司法官であり、検事は行政官であると心得て宜しいでございませうか、尤も行政官であると心得て居ります、同じじように今後に於きましても、裁判官は司法官であり、檢察官は行政官であると心得て宜しいでございませうか、尤も是は官吏を司法官と行政官とに大別すると云ふことが前提でありますから、其の前提を否認なされば私の質問の一點は消滅します、若し官吏を行政官と司法官とに大別するならば、檢察官は検事と同様に、司法官ではなくして行政官であると了解して宜しいか、御答辯を願ひたうございます。

さな非云い一弟滿々に地多じて 扱音打) 各音はとつもとゆき音のよ保五等

うしますれば犯罪に付て捜査をすることが出来ると云ふやうな表現でなしに、犯罪捜査の職務を行ふと言つたやうな表現が適當ではないのでありますから、一般的に規定してあります第四條に結合しまして此の條項を置く場所が第六條の第一項でなしに、検察官の職務が、附け、之に合せて此の條項を置かれることが適當ではないのでありますから、捜査をすることが出来ると云ふやうな表現で、さうして之を本來の職務とは離して別の條項に決められたと云ふ點が、私にはしつかりと理解が出来ませんので、どうぞ御教示を願ひます。

○政府委員(佐藤謙佐君) 檢察官の職務と致しましては、仰せの如く第四條に於て公訴を行ひ、又それに必要な犯罪捜査をすると云ふことが檢事の職務の主なるものでござりまするので、此の法案を立案するに當りましても、檢事の職務として第四條に犯罪の捜査を行ひ公訴を行ひ、斯う云ふ風に致したかつたのでありまするが、御承知のやうに英米の制度に於きましては、檢察官の職務は公訴を行ふと云ふ所に重點を置きまして、犯罪の捜査と云ふことが公訴を行ふことと引離して、附隨的な職務のやうに考へて居る意見も多分にありまするので、左様な點も考慮に入れまして、色々工夫致しました結果、第四條と第六條に分けて、検察官の職務は第四條の公訴を行ふこと、且第六條の犯罪捜査を爲すこと、斯う二本建に規定致した次第でございます。

○村上恭一君 檢察官の犯罪捜査の職務の執行機關でありまする司法警察官と言ふのが宜しいのか、司法警察官吏と言ふのが宜しいのか、何とか法律案にそれを書き分けてあつたの

がありまして、私適當な機會に其のことを御教示を受けたいと思つて居りましたが、此の法案には關係ありませんから後に致しまして、司法警察官、之を檢察廳の専屬機關として、まあ檢察廳専屬の犯罪搜査の機關として設置する、斯う云ふことは確かに一つの問題であらうと思ひます、而もそれは古い問題、以前から此の檢事局が直接に自分の手足となる犯罪搜査の司法警察官を持つと云ふことが必要だ、從前の如く行政警察官と言ひますか、一般の警察官が兼ねて、併せて此の犯罪搜査の事務を行ふのでなしに、檢事局直屬の直接の手足の司法警察官を持つと云ふことが必要だと云ふことが唱へられて居りました、今回の改正に當りましても、是亦、二つの問題となつたらうと思ひます、此の機會に於きまして、此の點に關する當局の御見解を承つて置きたうござります。

直屬の所謂司法官とも申しませうか、檢事補佐官といふ者、相當の人員であります、約五、六百名であります、此の制度を設けまして、さうして檢事指揮の下に、所謂搜査の第一線に當らせて云ふことに相成つて居るのであります、此の法案に於きましても、檢察事務官、是は今の檢事補佐官に相當致します、檢察事務官と云ふものを設けまして、檢事の補助機關として搜査の第一線に當らしめると云ふことに相成つて居ります、從來よりも相當此の檢察事務に付ては活潑に仕事が出来るやうになつて居る次第であります、根本的問題に付きましては、全般的の警察制度の問題と睨み合せて政府に於ては考慮致して居る次第であります。○村上恭一君 檢察官の職務の執行振りに付きましては、世間で深い關心を持つて居ります、強く注目して居る所でございますが、從來動もしますれば檢察官が職權を濫用する、そこで所謂人權躊躇と云ふやうな問題を惹起し非難を蒙つたものもあるのであります、固より其のやうな事態を生じてはならぬことは明かでありまするが、さりとて又反対の極端に近附まして、檢察官が其の職務を行ふのに餘りに萎縮する、餘りに卑怯である、民衆に媚びると申しますか、戦々兢々として其の職務を行ふやうな傾向を帶びて遺憾なく公正に其の職務を執行することを憚る、餘る憂ふべき傾向があるのでなからうかと云ふやうな事態を生じましては、是亦國家の爲に由々しき大事であると思ひます、近來又反対に、或は其のやうな憂ふべき傾向があるのでなからうかと私共には感じられます、此の點に付きまして司法大臣はどう云ふ御見解でございませうか承りたいと思ひます

○國務大臣(木村鶴太郎君) 御答へ致
します、御尤もな御説と考へて居ります
す、人權蹂躪、行き過ぎた點は是は是
正して行かなければならぬが、されば
縮すると云ふことは、是は由々しき大
事であります、其處がなか／＼むづか
しい點であらうと考へて居ります、大
體に於て私の今見る所に於きまして
は、検察方面に於て相當人材が集りま
して、人權蹂躪なんと云ふやうな悪評
は段々薄くなつて來ました、それと同
時に、又檢舉すべきものはどん／＼檢
舉して、活潑に働いて居ることは事實
であります、私は大變喜んで居ります
將來とも萎縮せざるやう、又人權蹂躪
の非難を蒙らないやうに、十分にこゝ
は警戒して行かなければならぬかと思
ひます、要は人の問題と同時に待遇の
問題も之に絡み附いて來て居ります、
十分に檢事の身分を保障を致しまして
生活の不安のないやうに、其の壓迫を
蒙らないやうに、さうして自己の信念
に基いて、公正なる檢察を行ふやうに
努力して行きたいと、斯う考へて居り
ます。

たのではないかと此のやうに感せられますが、此の段に至つて名稱を區別されましたが、誠に不體裁と云ふのも少々言ひ方がまづいのでございますが恰好が悪いと申しませうか、何かしらどう云ふ譯だらうかと云ふ不可解の感じを起させるものであります、當局と致しましても、勿論さう云ふ點には御簡易検察廳と言はず區と言つたのはどう云ふ理由でございませうか。

○政府委員(佐藤義佐君)　此の廳名に付きましては、「裁判所法」と檢察廳法との間に相互連絡を取りまして、十分調子の合ふやうに一致させたいと考へて居つたのであります、簡易と云ふ言葉がどうも適切ではありませんので、檢察廳の方では初めから最下級の檢察廳は、區檢察廳と大體其の方針で參つたのであります、處が「裁判所法」の方では、簡易と云ふ言葉が餘り適當でないので、簡易にしようか、或は治安裁判所にしようかと云ふやうなことで、大分長い間確定致しませぬで一時は治安裁判所と云ふ風に呼んで來た時代もあつたのでありますが、最後に又簡易裁判所と云ふ風に確定致したけれども、檢察廳の方は、最高、高等地方、區と斯う段階がはつきりして、其の職務も自ら上命下服の一體をなして居るのでありますので、其の段階に應じて斯様な廳名を附することが適當と考へて、其の儘に致して居つたのであります、處が裁判所の方では、檢察廳と違ひまして、上下の關係が檢察廳のやうにはつきり致して居りませぬ

而も簡易裁判所は、從來の裁判所の制度と違った裁判所を、茲に新たに設けたのでござりますので、其の手續等に於て簡易迅速に運ばうと云ふ點に特色があるので、裁判所の方は簡易裁判所と云ふ名前を最後に決定したのであります、どうも其の點は名前の平仄に合はないのが、検察廳と裁判所の制度の違ひに依つて、斯様な區別が自然に生じたのであると云ふことを御了承願ひたいと存じます。

察廳が自己の管轄區域を持たないと言ふことと、各檢察廳に屬する檢察官が一定の區域内に於て職務を行ふと云ふこととは全然矛盾しないのであります。しかし、檢事一體の原則と云ふやうな立場からしまして、檢察廳に管轄區域なし、斯うしますと各檢察官は何等地域的拘束を受けることなく、自由奔放に其の職務を行ふことが出来なければならぬのではないか、檢察廳には管轄區域なしと言ひ、檢察官は何と申しますか、其の職務執行に地域的の制限が

○政府委員(佐藤藤佐君) 御説の通り
でござります
○村上恭一君 さうしますると、検事
一體の原則との調和はどうなりますか
○政府委員(佐藤藤佐君) 御説のやう
に、検察官としては第五條に示してあ
りますやうに、それゝの職務執行の
制限は受けて居りまするけれども、職
務を執る上に於て上下の關係、詰り檢

云ふ意味であらうと解釋をするのであります
ますが、司法大臣に於て個々の事案に尙取調のあることを感じ、尙處分付ても之を是正すべきものであることを感じました際に於て、直接其の事柄に對して、各検察官に指揮を令することが出來ないと致しまして、検事總長を通じて、更に個々の事件重要な取調若しくは處分的是正をするものに付ては是正するやうに、人事總長を指揮することは差支ないと解釋して宜しいのでありますか

件に云ふ件も、その要件に付して、必ず検事は調査、處分に付ての指揮は、必ず検事は長に對してやる、斯う云ふ風な制限は設けたのであります。

○伯爵権本實斐君 午前中の法案の説明の時に、ちよつと私、席を外し居りましたので、或は其の間に御説明があつたかも存しませぬ、重複するも知れませぬが、其の點ちよつと御承を願ひます、「検察官適格審査委員會」ですが、是は二十三條の末項に位しまして、政令で御定めになると云

あると云ふことは、何があるやうに感ぜられる素人の感想であらうか、序に御教示を仰ぎます。
○政府委員(佐藤謙佐)しますると、検察廳自体が職務を執ると云ふのやうに見えまするけ居りませぬので、従つて管轄區域と云ふものはあります、併しながら於て職務を執る検察官の第五條に示してあり其の職務執行の一一定のを設けてあるのでありはどうも裁判所及び検察廳及び検察官の考へ方が食ひ違ひがあるので、検察廳は一つのとして、第一條で「検察廳を統括する」という事務を統括するわけで、検察廳は一つの官廳ではないから、のが當然だ、各検察廳官が單獨に一つの官廳

君) 檢察廳と申
體が一つの官廳
れども、檢察廳
ふことは考へて
て檢察廳自體の。
認めなかつたの
ら其の檢察廳に
に對しては、此
まするやうに、
區域と云ふもの
まして、此の點
判官の管轄區域
此の管轄區域と
あるのであります
廳は、檢察官の
ころ」と云ふだ
官廳としては認
ます
うでござります
各檢察廳は一つ
管轄區域がない
を構成するもの

事務一體の原則、又同区域の制限を受けて居るのであります。職務の性質から、検査官がそれ等と矛盾するものであります。但し、個々の職務若しが検事長が爲すべく、其處まで司法大臣は、個々の職務若しが検事長が爲すべく、其處まで司法大臣は、

（左）私がお尋ねして居ります。斯様に考
（右）私の點は何でござい
（左）其の點は何でござい
（右）は、從前の檢
（左）は、從前の檢
（右）事一體の原則とは
（左）事一體の原則とは
（右）所調檢事一體の原
（左）所調檢事一體の原
（右）の職務執行の
（左）の職務執行の
（右）居りましても、又
（左）居りましても、又
（右）はないのでござ
（左）はないのでござ
（右）て置きます。
（左）て置きます。
（右）條「司法大臣は、」
（左）條「司法大臣は、」
（右）揮監督することが
（左）揮監督することが
（右）の事件の取調又は
（左）の事件の取調又は
（右）事長のみを指揮
（左）事長のみを指揮
（右）は第七條の「檢
（左）は第七條の「檢
（右）檢察廳の職員を
（左）檢察廳の職員を
（右）の點から致しまし
（左）の點から致しまし
（右）くは取調に對して
（左）くは取調に對して
（右）きものであつて、
（左）きものであつて、
（右）干與しない、斯う

○政府委員(佐藤蔵佐君) 檢事總長 御説のやうに、第七條に於きまして國の検察官全體を指揮監督する權限を持つて居るのであります。更に司法大臣は、其の全國の検察官並に檢法長に對して矢張り其の上に立つて指揮監督をすると云ふ建前になつて居るのであります。それは第十四條に於示された通りでございます。處が、從來のやうに司法大臣が、個々の事件の取調、處分に付ても、總て直接に個々の検察官を指揮すると云ふことにありますと、將來色々な弊も考へられきります。從來は左様な弊害を見て居りますけれども、段々政黨政治が盛になるに連れまして、司法大臣が直接個々の事件の處理に付て個々の検察官を指揮すると云ふやうなことは適當ではなからうと云ふ考から、個々の事柄の指揮をする場合には、必ず先づ検事總長を指揮をさせる。検事總長に於て司法大臣の指揮に應じて、自己の意見を其考慮の下から、第十四條に於ては一般的な指揮監督の權限は、司法大臣は持つて居る所の運営上適切であらうと云ふやうを考へまして、適當な處置をなさる。斯様な仕組にする方が、將來の検察官の業務の運営上適切であらうと云ふやうを考へまして、適當な處置をなさる。

全般の司事指揮する従事のうちより多くが揮持する事務は處事に人間がせらるて、その位の御腹案であります。かく、それから又、之の人数は凡て、全国に一つ御設けになるのでございませうか。官適格審査委員會」の構成に付きましては、何れ政令で定められるのであります。が、只今の處腹案と致しましては、裁判官、検察官、辯護士、大體検察官の平素の職務執行振りに付て非常に問題を持つて居らるゝ三者が一番適當ではないかと考へて居ります、其の構成員の人数であります。が、斯様な事項を決定するのに、餘りに大人數では運営上も適切に行はれませぬので、今の處名乃至、多くとも十名位に留めたい、而も此の委員會は司法省所管の下に、中央に一つ設けると云ふ考でございます。
○伯爵権本實斐君 是は更に細かい點になりますが、此の構成委員が、檢察官、裁判官及び辯護士の中から選任されると、其の振合は十人になります。れば、各々三人宛でございますが、検察官の身分を裁くと云ふのでありますから、矢張り検察官が一番敷数が多いことになつて居ります、細かいことは、それに御譲りになるのでせうが、是を全國に一つ御設けになるのでございませうか。

○村上恭一君　さうしますると、検事
一體の原則との調和はどうなりますか
○政府委員(佐藤蔵佐君)　御説のやう
に、検察官としては第五條に示してあ
りますやうに、それ／＼の職務執行の
制限は受けて居りますけれども、職

ふことを感じました際に於て、直接に
其の事柄に對して、各檢察官に指揮命
令することが出來ないと致しましても、
檢査總長を通じて、更に個々の事件の
重要な取調若しくは處分のは是正を要
するものに付ては是正するやうに、檢
事總長を指揮することは差支ないと解
明の時に、ちよつと私、席を外し、
居りましたので、或は其の間に御説
明があつたかも存じませぬ、重複する
も知れませぬが、其の點ちよつと御
承を願ひます、一檢察官適格審査委
會」ですが、是は二十三條の末項に位

○村上恭一君 検察廳の對應する裁
審廳なるものは、やはり「名稱」をも
つものはないもので、二條の第二項に
依りて「名稱」とあるのは、云ふやうに表現し
たるが、檢察廳が納

（職務） 檢察廳と致
申上げましたやうに
體となつて職務を執
管轄區域と云ふもの
のであります、唯實
を持たないと、斯う
なりますると、裁判
に自然制限され
けれども、檢察廳自
第五條を見ても「檢
察廳の管轄區域」と云
りまして、管轄區域
と判所の管轄區域と
あります、抑々檢
察廳の直接の管轄区域
でありますか、それ
事局以來の共通の問
題ですが、此の點は畢
ずすることになるので
す。恐縮であります
が、仰ぎたうございま
す。

すか、其の職務執行にあります。あると云ふことは、何があるやうに感ぜられる素人の感想であらうか、序に御教示を仰ぎます。

○政府委員(佐藤藤佐)しますると、検察廳とのやうに見えまするは自體が職務を執ると云ふので、從つ居りませぬので、従つ管轄區域と云ふものはあります、併しながら、於て職務を執る検察官の第五條に示してあります。其の職務執行の一不定を設けてあるのであります。どうも裁判所及び検察廳と検察官の考へ方が食ひ違ひがあるので、第一條で「検察廳は一つの官廳ではないから、のが當然だ、各検察廳が單獨に一つの官廳官が單獨に一つの官廳

君) 檢察廳と申
體が一つの官廳
れども、檢察廳
認めなかつたの
から其の檢察廳に
官に對しては、此
まするやうに、
區域と云ふもの
まして、此の點
判官の管轄區域と
此の管轄區域と
あるのであります
廳は、檢察官の
ところ」と云ふだ
官廳としては認
官廳としては認
うでござります
各檢察廳は一つ
管轄區域がない
に屬する各檢察
を構成するもの

務を効率的に運営する上に於て上級事務官は、検査官がそれと並んで、区域の制限を受けて職務を執行する。したがつて、検査官がそれと並んで、区域の制限を受けて職務を執行する。したがつて、検査官がそれと並んで、区域の制限を受けて職務を執行する。

（在君） 其の點は何
私がお尋ねして居
て居ります
限りは、從前の檢
査官の檢事との間の
關係に於ける私の
事務執行の職務執行の
所調檢事一體の原
則ではないのであります
居りましても、又
事一體の原則とは
はない、斯様に考
えます

○政府委員(佐藤蔵佐君) 検事總長
御説のやうに、第七條に於きまして國の検察官全體を指揮監督する權限を持つて居るのでありまするが、更に司法大臣は、其の全國の検察官並に檢長に對して矢張り其の上に立つて指揮監督をすると云ふ建前になつて居るのであります、それは第十四條に於示された通りでござります、處が、從來のやうに司法大臣が、個々の事件の取調、處分に付ても、總て直接に個々の検察官を指揮すると云ふことになりますと、將來色々な弊も考へられかねれども、段々政黨政治が盛になるに連れまして、司法大臣が直接個々の事件の處理に付て個々の検察官を指揮すると云ふやうなことは適當ではあるまいと云ふ考から、個々の事柄の指揮をする場合には、必ず先づ検事總長を指揮をさせる、検事總長に於て司法大臣の指揮に應じて、自己の意見を其處に加へまして、適當な處置をなさる斯様な仕組にする方が、將來の検察業務の運營上、適切であらうと云ふやう考の下から、第十四條に於ては一般般な指揮監督の權限は、司法大臣は持つて居る

は全事を司る指揮する従事の人の扱いが、ますにその位の御腹案であります。うか、それから又、之の人数は凡てどの位の御腹案でありますか。

○政府委員(佐藤藤佐君)此の「検査官適格審査委員會」の構成に付きましては、何れ政令で定められるのであります。が、只今の處腹案と致しましては、裁判官、検察官、辯護士、大體検察の平素の職務執行振りに付て非常に關心を持つて居らるゝ三者が一番適當ではないかと考へて居ります、其の構成員の人数であります。が、斯様な事項を決定するのに、餘りに大人數では運営上も適切に行はれませぬので、今の處名乃至、多くとも十名位に留めたい、而も此の委員會は司法省所管の下に、中央に一つ設けると云ふ考でござります。

○伯爵橘本實斐君 是は更に細かい點になりますが、此の構成委員が、検察官、裁判官及び辯護士の中から選任されるると、其の振合は十人になりますれば、各々三人宛でございまするか、検察官の身分を裁くと云ふのでありますから、矢張り検察官が一番數が多い

又其の委員會の委員長は、矢張り檢察官が當る、斯う云ふことになるのでございませうか、それとも公平に他の裁判官若しくは辯護士から互選される場合もあるのでございませうか

○政府委員(佐藤藤佐君) 其の點は検察官、裁判官、辯護士、必ず同數の委員に致したいと考へて居ります、從つて委員長も例へば二人づつに致しますれば六名の中から、又三名づつとなります

○伯爵橋本實斐君 此の任期は、矢張り御腹案では、相當長い任期でありますか

○政府委員(佐藤藤佐君) 任期は二年位に制限し、たらどうかと云ふ腹案を持つて居ります

○伯爵橋本實斐君 更に細かい點になりますが、二十二條に、此の定年が六十五歳とございますが、是は先程御意見も出ましたやうであります、人に依りましては六十五歳に達しても尚有能な方もあり得ることで、殊に非常に練達達識な方でございますが、五歳に達しても、之を職を去らせるのは非常に惜しいと云ふやうな例外もありますから、私の考では、原則は十六歳を定期と致し、例外の場合に更に此の年齢を延長し得るやうな彈力性のある制度を設ければ如何かと存じます

○國務大臣(木村篤太郎君) 其の點私は併し斯う致しますと、一面それが伴ふ弊害もあるかも存じませぬが、是は運営宜しきを得れば宜しいかと思ひます、さう云ふ點に付きまして御意見如何ですか

○國務大臣(木村篤太郎君) その點私から御答へ致したいと思ひます、此の年齢の點に付ては非常に議論のある所

であります、どの邊を以て退職年齢を定むべきかと云ふことは、相當我々も考慮たのであります、御承知通り

「裁判所法」では、最高裁判所の判事は七十歳、檢察方面に於きまして、少くとも檢事總長の年齢は七十歳迄引延ばして宜いぢやないかと云ふ意見も出たであります、併し此の檢察事務は、裁判事務と餘程違ひまして、相當活潑性を有せなくちやならぬ、殊に他の行政官との振合の點から考へまして先づ六十五歳、普通の檢事は六十三歳にした方が宜いぢやないかと云ふことに一先づ落附いたのであります、露骨に申しますと、是は關係方面との間に色々議論もあつたのであります、我々も隨分退職年齢に付て各國の實例をも調査したのであります、外國あたりでも御承知の通り、隨分高齢な人が裁判官をやつて居ります、現に昨年亡くなりました有名なアメリカの最高法院の長官でありますストーン氏、是は六十五歳であります、今最高裁判所の長官は、是はずつと若くて五十八歳になつて居ります、まちであります、但し凡そ人間の活動の能力と云ふものは、先づ六十五歳位が相當ぢやないかと云ふことに落附いたのであります、それでは最高裁判所の判事を七十歳にしたのはどうかと云ふことに

大體定年制はないのです、統計に出て居る所に依りますると、アメリカの最高裁判所の判事の就任當時の年齢が、至る迄の七十六人に付ては、最高は六十八歳、それから最低が三十二歳、平均が五十三歳、千八百九十七年から一千九百八十九年から一千九百三十七年に至る迄の七十六人に付ては、最高は六

話は、關係筋では六十八歳と云ふ議論も出たのであります、我々は七十五歳でも宜いぢやないかと云ふ氣持を持つて居つたのであります、まあ七十歳に落附いたのであります、檢事の方では、總長は六十五歳、普通の檢事は六十三歳、先づ人間の活動能力の點から見て、是等が適當な所ぢやないかと云ふことから、斯様に落附いた次第で

あります、併し御議論の點は能く分る云ふことから、斯様に落附いたのでありますから、相當高齢の人でもな人は、なかく容易に見附からないのか考へて居ますが、一應先づ斯様な觀點から六十五歳に落附いたのであります

○伯爵橋本實斐君 只今の大臣からの檢事總長に關します年齢の原則的な標準に付ての御議論は能く了承致しましたが、私は之に對して、制度上例外的措置を執り得る途を御開きになつたらどうか、是が私の質問の要點であります、此のことと、私の伺ひました氣持は御了解戴いたやうであります、大體今の大國の立法例、殊にアメリカ、イギリスあたりはどう云ふ風になつて居りますか

○國務大臣(木村篤太郎君) 外國では

國民の極めて厚い信賴を得なければいけぬであります、さう云ふ人を得るのはなかなか容易なことぢやないと云ふ點から色々考慮致しまして、七十歳に至ったのであります、是も打明けての

ツでも最高裁判所の判事には定年はありません、それに苟も刑餘の人を、左様な地位に就けることは望ましくない

御説御尤であります、併し建前と致しましては、兎に角禁錮以下の極く軽い刑に處せられた者は、一度改悛致しまして、立派な有能な人であれば、それを採用する途を開くことが妥當でないかと考へて、此の規定を設けられたのであります、併し實際上の運営と致しまして、それは餘程考慮るべきも

あります

○伯爵橋本實斐君 了承致しました、二十條に關係致しまして、是は檢察官に採用する資格が、一般官吏よりも特に嚴格になつて居るやうであります御方針は私は結構と存じます、私の伺はむと致します氣持は、人の犯罪の搜査に從事するやうな者は、自分が正しいものでなければならぬ、と云ふ建前に立つて見ますと、矢張り苟も刑忌に觸れたやうな者は御採用にならないやうなことが、願はしいやうな氣が致します、一面人道上から考へましても、人には過ちがある、其の過ちを悔いた者は是は一視同仁、決して區別すべきものではありませんが、矢張り人を裁き、人の犯罪を捜査をするやうな、特別の地位に立つ官吏に付きます、此のことも、私の伺ひました氣持は御了解戴いたやうであります、大體今の大國の立法例、殊にアメリカ、イギリスあたりはどう云ふ風になつて居りますか

○國務大臣(木村篤太郎君) 御説御尤

もであります、是は檢事は一國の治安を預かるものでありますから、國民の信賴を得ると云ふことが先づ第一であ

ります、それには苟も刑餘の人を、左様な地位に就けることは望ましくない御説御尤であります、併し建前と致しましては、兎に角禁錮以下の極く軽い刑に處せられた者は、一度改悛致しまして、立派な有能な人であれば、それを採用する途を開くことが妥當でないかと考へて、此の規定を設けられたのであります、併し實際上の運営と致しまして、それは餘程考慮るべきものだらうと考へて居ります、恐らく罰金刑に處せられたやうな人で、極く情状の輕いやうな者であれば格別、さうのだからと考へて居ります、實際の運用と致しましては、餘程考慮るべきものだらうと、私は考へて居る次第であります

○伯爵橋本實斐君 了承致しました、二、三點御伺ひしたいと思ひます、憲法に依りますと、「檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならぬ」と云ふ規定がありませんが、檢察官は此の法規に書いてありますやうな色々の職務を持つて居りますが、一面に又最高裁判所の規則に思ひます、憲法に依りますと、「檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならぬ」と云ふ規定がありませんが、檢察官は此の法規に書いてありますやうな色々の職務を持つて居りますが、一面に又最高裁判所の規則に思ひます、憲法の上に明かにして置くことが必要ではないかと思ふのですが、其の義務を持つて居ると云ふことを、此の法規に對する要求は、もう少し厳格なものであつても宜いやうな氣がするのですが、此の二號に掲げられて居りますのは、「禁錮以上

其の罪を悔いた者ならば、斯う云ふ地位に就けても宜いぢやないかと、斯

う云ふ極めて情深い御考に基いた制度

であらうと存じますが、此の點に付て

司法大臣の御考を御伺ひ致します

○國務大臣(木村篤太郎君) 御説御尤

もであります、是は檢事は一國の治安

を預かるものでありますから、國民の

信賴を得ると云ふことが先づ第一であ

昭和十二年四月二十九日印刷

昭和十二年四月三十日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局